



赤信号交差点を緊急自動車
通ります。
時速20キロメートルで止まらず通行
しますよ！
みなさん道を開けてくださーい！

敏ちゃん 明ちゃんと学ぼう 道路交通法



☆問題

赤信号交差点に進入するときは、少し減速して通過！
緊急自動車だもの、みんな避けてくれるよね？



明ちゃん

ダメダメ！危ない！

緊急自動車といえど、
事故を起こさない速度と方法で運転しないとね！

大阪市消防局では、交差点の直前で一旦停止、最徐行で交差点に進出し交差道路を見通すことのできる位置で再び停止することを義務付けているよ！



敏ちゃん

★解説

緊急自動車は、法令の規定により停止しなければならない場所でも停止せずに通行できるが、交通状況に注意して徐行し、危険があれば一時停止する必要がある。（道路交通法第39条第2項）

この規定は、緊急自動車の安全運転義務を排除するものではなく、一般に停止しなければならない場所でも停止せず通行できる緊急自動車の安全運転義務は、一般車両よりも高くなると考えられます。

また、道路交通法では車両等のみが避讓義務の対象であり、歩行者については規定されていませんが、緊急自動車の中でも消防車に対してのみ、消防法第26条により歩行者にも避讓義務を課しています。

しかし、車両及び歩行者が、消防車の接近を認識したときにはじめて避讓義務が生じるもので、周囲の騒音や窓閉め等の本人の責めに属さない理由で緊急自動車の接近に気が付かなかった場合は避讓の義務は生じないので、緊急走行に当たって、緊急自動車にはより高度な注意義務と危険回避義務があると考えられます。

■参考

◇徐行【道路交通法第2条第1項第20号】

車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

（判例等において、徐行の速度は一律に時速10km未満であるとはされていません。諸般の事情を考慮して時速10km未満を一応の基準として具体的状況のもと判断されると考えられます。）

◇緊急自動車の優先【道路交通法第40条】

- ・ 交差点又はその付近で緊急自動車接近すれば、車両は交差点を避け道路の左側に寄って一時停止
- ・ 上記以外の場所で緊急自動車接近すれば、車両は道路の左側に寄って進路を譲る

◇安全運転の義務【道路交通法第70条】

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

@敏ちゃん、明ちゃんは大阪市北消防署のマスコットキャラクターです。